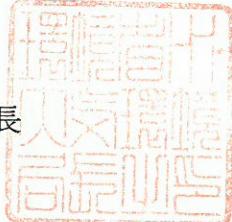


環水大大発第 1701061 号
平成 29 年 1 月 6 日

都道府県知事 殿
大気汚染防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長



大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について（通知）

大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 1 号）は、平成 29 年 1 月 6 日に公布され、水素製造用改質器に係る部分が即日施行されたところである。この改正の背景及び趣旨並びに改正内容は下記のとおりであるので、この円滑かつ適正な運用を図られたい。

記

1 改正の背景及び趣旨

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）の規制対象である水素製造用改質器（ガス発生炉）については、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「水素製造用改質器に係る規制について、当該施設の排出ガスの性状やばい煙排出濃度の実態等を調査した上で、適切な規模要件等を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずることとされたところである。

これを受け、環境省では、当該施設のばい煙排出濃度の実態を調査したところ、水素ステーション等に設置されている、水蒸気改質法により水素を製造する小規模施設（燃料及び原料として気体のみを使用するもの）については、ばいじんの濃度は、定量下限値未満であるか、定量下限値をわずかに上回る程度であった。また、窒素酸化物の濃度は、大気汚染防止法の排出基準と比べて十分に低い状況であった。

このため、規制緩和措置を講じた場合も、大気環境保全上は特段の支障が生じないと考えられることから、大気汚染防止法施行規則（（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）を改正し、これらの施設に係るばい煙中のばいじん及び窒素酸化物に係る測定頻度の緩和を図ること等の措置を講ずることとしたものである。

なお、測定頻度の緩和に関わらず、大気汚染防止法第 17 条の 2 に規定されているように、事業者は、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならぬ。



ないことについて、留意する必要がある。

2 改正内容

水蒸気改質方式の改質器であって、温度零度及び圧力1気圧の下における水素の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）に係るばい煙の測定頻度を、次のとおり変更することとした。

- (1) ばいじんについては、排出ガス量の如何に関わらず、測定頻度を「5年に1回以上」とする。
- (2) 窒素酸化物については、特定工場等に設置されるか否かに関わらず、また、排出ガス量の如何に関わらず、測定頻度を「5年に1回以上」とする。

なお、「気体状の燃料及び原料」とは、常温・常圧下で気体状である燃料及び原料をいい、「水素の製造能力」とは、精製後の製品水素の製造能力をいう。

3 その他留意すべき事項

今回ばい煙測定頻度の変更を行う施設及び、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項に掲げる施設のうち燃料電池用改質器について、燃料の燃焼能力の重油換算を行う場合には、次によること。

$$\text{重油換算量(L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力(m}^3\text{N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量(kJ/m}^3\text{N}) / \text{重油の発熱量(kJ/L)}$$

ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は40,000kJ/Lとすること。



【参考】

改正前及び改正後の規定による測定頻度

①ばいじん

(ばい煙発生施設区分)

水蒸気改質方式の改質器であって、温度零度及び圧力1気圧の下における水素の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設（气体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）（ガス発生炉）

(測定頻度)

	改正前	改正後
・排出ガス量 4万m ³ /h以上	2月に1回以上（現行規則15条1項2号ハ）	5年に1回以上（改正規則15条1項2号イ）
・排出ガス量 4万m ³ /h未満	年2回以上（現行規則15条1項2号ロ）	

②窒素酸化物

(ばい煙発生施設区分)

水蒸気改質方式の改質器であって、温度零度及び圧力1気圧の下における水素の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設（气体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）（ガス発生炉）

(測定頻度)

・特定工場等以外の工場・事業場に設置されるもの

	改正前	改正後
・排出ガス量4万m ³ /h以上	2月に1回以上（現行規則15条1項4号ハ）	5年に1回以上（改正規則15条1項4号イ）
・排出ガス量4万m ³ /h未満	年2回以上（現行規則15条1項4号ロ）	

・特定工場等の工場・事業場に設置されるもの

	改正前	改正後
・排出ガス量4万m ³ /h以上	常時（現行規則15条1項4号ニ）	5年に1回以上（改正規則15条1項4号イ）
・排出ガス量4万m ³ /h未満	年2回以上（現行規則15条1項4号ロ）	